

中学校生活のきまり

☆登下校について

- * 登校・下校時には、交通ルールをしっかりと守り、届け出た通学路を通ること。
- * ヘルメットを自転車のカゴに綺麗に整頓し、カギを必ず抜くこと。
- * 8：20に登校するようにしましょう。
- * 8：25から朝読書が始まります。
(8：25に教室の自分の席に座っていない場合は遅刻になります)
- * 下校時刻 15：55
(部活動終了時刻については別に定められています。)
- * 欠席や遅刻をするときは、保護者から学校に連絡をしてもらいましょう。
(欠席・遅刻等連絡フォームを利用してください。)

☆教室の出入り、移動について

- * 朝早く来た人が、職員室にカギを取りに行き、教室を開ける。
- * 移動教室の時は、カギ係が戸締まり(グラウンド側・体育館側の窓も戸締まり)をする鍵は授業担当の先生へ預ける。授業が終わったら、先生から鍵を受け取り、教室を開ける。
- * 移動教室の際に忘れ物があったときは、授業担当の先生に申し出る。
→廊下に先生がいるときは対応をしてもらい、廊下に先生がいなくときは職員室へ行き学年の先生に対応してもらう。
- * 他のクラスには、入れません。
- * 他学年のフロアには絶対に行かないように。
- * 学校にいる間は、先生の許可なく校外に出てはいけません。

☆職員室の出入りについて

- * 用事があるときだけ、職員室に行くようにする。
- * 『失礼します』『失礼しました』などのあいさつをしっかりとしよう。
- * 目上の人に対する言葉遣いを正しくしよう。
- * 8：15～8：20は先生の打ち合わせ時間なので、職員室の入室は禁止。
その他、入室が禁止の時があるので、注意すること。(テスト前・会議中・清掃中など)

☆授業について 授業のルールをしっかりと守り、授業を大切にしよう

<授業前>

- * 10分の休み時間で、次の授業を確認し、授業に必要なもの(教科書・ノート・筆記用具等)を机の上に準備しておく。また、係の人は、黒板をきれいに消しておく。
- * チャイム前音楽が鳴ったら教室に入り、席につく。(音着)
- * 移動教室のときは、始まりのチャイムまでに移動を済ませ、準備しておく。
(授業が始まってから、教室へ忘れ物を取りに行くことは基本的になし!)

<授業中>

- * 自分の考えをまとめ、積極的に発表しよう。
- * おしゃべりをせず、しっかり人の話・先生の話の聞こう。
- * 勝手に立ち歩かず、自分の席で授業を受けよう。
- * 忘れ物をしないようにしましょう。
- * 提出物は期限を守って提出しよう。
- * はじめとおわりのあいさつをしっかりしよう。



☆保健室の利用について

- * できるだけ休み時間に行くようにする。
- * 授業中、体調が悪くなって保健室を利用するときは、教科担当の先生に申し出て「保健室来室連絡票」に記入してもらってから行くこと。
- * 体調が悪くなり早退する時は、保健室の先生の指示に従い、担任の先生にも伝えてから帰宅する。また、早退後、家についたら必ず学校へ「家に到着したこと」を電話すること。

☆持ち物について

- * 自分の持ち物には、必ず名前を書くようにしましょう。
- * 学校生活に不要なものは持ってこない。
- * 不要なお金や高価な物（スマホ等を含む）など貴重品は持ってこないようにし、もし貴重品を持ってきた場合は、朝の会で必ず担任の先生に預けること。スマホは原則持ち込み禁止です。
- * 教材費や部活動に関わるお金を持ってきたときは、朝のうちに必ず担任の先生に預けること。
- * 生徒証明書は自分の身分を示すものです。いつも持つようにしましょう。
- * 傘を持ってきたときは職員室へ預けること。



☆昼休み時間について

- * 昼食時のお茶は、水筒を持ってきても構いません。（ただし、水筒の中身はお茶に限ります。）ペットボトルを水筒代わりに使用する場合、必ずペットボトルは持ち帰ること。
- * 夏場は、熱中症対策のため、スポーツ飲料を持ってきても構いません。
- * 昼食時は自分の教室で食べます。（午前中授業の時は、昼食を取る場所について部活動の顧問の先生の指示に従います）

※「暴れない」「走らない」「いたずらしない」

→「校舎のガラスは、割れます！」

走ってぶつかったりすると、ガラスが割れて大きなケガにつながります。絶対にガラスの近くでは暴れないようにしましょう。

ろうかは走らない！



☆服装・頭髪について ※別紙「すぐわかる！田上中学校のみだしなみ」を参考にしよう。

- * 学校で定められた標準服を正しく着用しよう。だらしない格好はしないように。
- * 登下校時のみ、標準服の上から防寒着・防寒具の着用可能です。
- * 校内ではネックウォーマー等の防寒具はとること。
- * 教室内ではセーターやカーディガンは脱ぐか、上から標準服を必ず着ること。セーターはボウタイ等が見えやすいよう、Vネック。色は黒、紺、ベージュの無地又はワンポイントのみ着用可。
- * 学生服を脱いだときは、カッターシャツに。女子は指定のベストの着用は認める。
- * カッターシャツの下は、派手なシャツは着ないようにします。白色のシャツが好ましい。
- * 靴下は白・黒・紺・灰色の無地又はワンポイントのもの。派手な柄物等は履きません。
- * 装飾的な髪型、頭髪の染色・脱色、パーマ、眉毛の変形、アクセサリ類・ピアス、化粧、カラーコンタクトは不可。

☆校内美化について

- * 公共物を大切に扱いましょう。もしも、校内の物品を破損したときは先生に届け出て、指示に従うこと。
- * 上履き、下靴の区別をしっかりしよう。
- * 清掃時間は、しっかり取り組み、自分の責任を果たそう。進んでゴミを拾い、ゴミ箱に捨てよう。
- * トイレはいつもきれいに使用し、美化に努めよう。
- * 昼食等、自分で出した袋などのゴミは、家へ持って帰ろう。



☆靴の上下の区別について

- * 上靴・・・教室、廊下、体育館の色のついていないみざら。
- * 体育館シューズ・・・体育館内のフロア 体育館の青色のみざら・・・素足であがる

☆その他

- * 学校内の器物や備品等を破損した場合には、速やかに届け出ること。
- * 破損届に状況を記入し、提出する。状況に応じて費用弁済を求める場合があります。

◆何か困ったことが起こったり、人が助けを求めているときは、すぐに近くにいる先生または職員室に連絡しましょう

『携帯電話・スマートフォンについて』

携帯電話・スマートフォンはとても便利で、時には子どもの安全を守るツールになったりしますが、その反面、子どもたちの安全を脅かす道具と化し、大きな社会問題となっています。こうしたことから、文部科学省ならびに滋賀県教育委員会の指示により、携帯電話・スマートフォンの学校への持ち込みは禁止しておりますので、ご理解とご協力をお願いします。また、お子様に携帯電話を持たせる場合は、必ずフィルタリングサービスを受けるようにしてください。

すぐわかる！田上中学校のみだしなみ

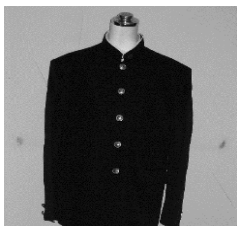
【頭髪】

- 学習に支障のない髪型（装飾的な髪型・過剰な人工的な加工は×）
- パーマ・染色・脱色・整髪料（ワックス等）は×

【標準服】 次の A、B より選択することができます。

A 詰め襟制服

- 標準マーク付き
- 校章入りボタン
- 袖ボタンは 2 個
- 襟の高さ 3.5～4.5



B 濃紺ダブル背広型

- 4 つボタン
- 胸 1、脇 2 のアウトポケット
- 指定ベスト着用可
- *ボウタイをつける。



【ズボン】

- ノータック標準
- ベルトは、特に指定はないが、派手なものは×

【スカート】

- 標準マーク付き
- 追い掛け 24 本
- 膝丈。短いものは×
- ベルト部分を折り曲げない。

【標準服の下】

- カッターシャツ（生地は綿でも O.K.）、白のポロシャツ（ワンポイント O.K.）が原則
- 黒、紺、ベージュ色の無地のセーター、カーディガンは着用可
- ボウタイをつける場合は、カッターシャツの第 1 ボタンは留めます。
- フード付きのパーカーは、着用不可
- カッターシャツの下は、白主体のものが望ましい。派手な色、柄ものは、×。

【靴下】 *必ず、はくこと。

- 色は、白・紺・黒・グレーの無地、またはワンポイントのもの。柄、華美なものは×
- レッグウォーマーは×

【ストッキング・タイツ】

- 黒・紺で無地

【靴】

- 運動靴が望ましい。*運動に適した靴



運動に適した靴



運動に適さない靴

【その他】

- 化粧・アクセサリー類・ピアス・カラコンは×
- 防寒着は、登下校時のみ標準服の上から着用 OK。ただし、校内では脱ぐこと。

通学について

通学方法は、徒歩、バス、自転車によるものとしています。

自転車通学のルール

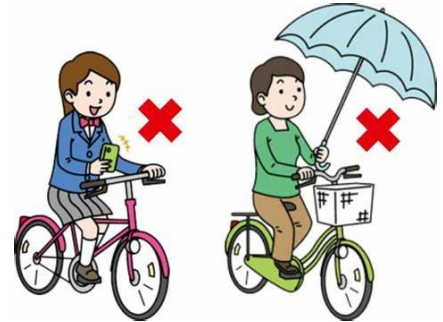
*交通ルール・法規を守ること。(自転車損害保険に加入すること。)

- ・二人乗り、傘さし運転などの危険行為(道路交通法違反)をしない。
- ・交差点や道路を横断するときは、必ず前後左右を見て、安全確認をすること。
- ・道路の左端を1列で通行すること。
- ・歩行者を保護する立場から、安全運転に心がけること。

*本校指定のヘルメットをかぶり、あごひもをしっかりとしめること。

*正しく整備された自転車に乗り、必ず許可番号シールを後方より数字が確認できる位置(荷台後部)にしっかりと貼ること。

*本校の駐車場の指定された場所にカギをかけてとめること。



これらのルールを守れない場合は、自転車通学の一時停止や取り消しなどの処分を行います。

通学用自転車の基準

*実用車・軽快車で、安全性の高いものであること。

- ・防犯登録(防犯番号)のされている自転車であること。
- ・カギがかけられること。
- ・変形ハンドルやドロップハンドルは認めません。
- ・かご・ライト・反射板・ベルが整備されていること。スタンドは、直立スタンドであること。
- ・ブレーキが正しく作動するもの。
- ・不必要な付属品(警報ラップ・速度メーターなど)をつけないこと。
- ・許可シールが見やすいところにつけられる自転車であること。

※クロスバイク、マウンテンバイク、ロードバイクについては、認めていません。

